



令和 7 年 6 月 30 日

福井県知事 杉本 達治 様

越前市本多一丁目 10 番 18 号

医療法人 誠医会

理事長 月岡 幹雄



決 算 届

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの決算を終了したので、
医療法第 52 条第 1 項及び同法施行規則第 33 条の 2 の 12 第 1 項の規定により
届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 関係事業者との取引の状況に関する報告書
6. 監事監査報告書

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 誠医会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 福井県越前市本多一丁目10番18号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 6年12月 6日

(4) 設立登記年月日 平成 6年12月15日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	月岡 幹雄	月岡医院 管理者
理 事	内上 和博	弁護士
同	月岡 美佳	
監 事	大刀 隆雄	

注) 1. 社会医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	月岡医院	1810314490	福井県越前市本多一丁目10番18号	無床

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設について

は、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

施設の名称	開設場所	許可病床数
デイサービス パワー リハビリ アイ	福井県越前市本多一丁目12番 3号	通所定員 40名
小規模多機能型ホーム こころ	福井県越前市本多1丁目8番1 2号	入所及び通所定員 29名
看護小規模多機能ホー ム ひだまり	福井県越前市本多1丁目8番4 1号	入所及び通所定員 29名
住宅型有料老人ホーム ひだまり	福井県越前市本多1丁目8番4 1号	入所定員 13名
訪問看護ステーション ひだまり	福井県越前市本多1丁目8番4 1号	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年 5月27日 令和5年度決算の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債
なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債
なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

- (9) その他

該当なし

様式 2

法人名 医療法人 誠医会
所在地 越前市本多一丁目 10 番 18 号

※医療法人整理番号 00241

財 産 目 録
(令和7年3月31日現在)

1. 資 産 額	463,181 千円
2. 負 債 額	346,985 千円
3. 純 資 産 額	116,196 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	99,804
B 固 定 資 産	363,377
C 資 産 合 計 (A + B)	463,181
D 負 債 合 計	346,985
E 純 資 産 (C - D)	116,196

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 3

法人名 医療法人 誠医会

※医療法人整理番号 00241

所在地 越前市本多一丁目 10 番 18 号

貸 借 対 照 表

(令和7年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	99,804	I 流 動 負 債	25,152
II 固 定 資 産	363,377	II 固 定 負 債	321,834
1 有 形 固 定 資 産	317,433	(うち医療機関債)	0
2 無 形 固 定 資 産	1,113	負 債 合 計	346,986
3 そ の 他 の 資 産	44,831	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
		I 資 本 剰 余 金	10,000
		II 利 益 剰 余 金	106,195
		1 代 替 基 金	
		2 その他利益剰余金	106,195
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		IV 基 金	
		純 資 産 合 計	116,195
資 産 合 計	463,181	負債・純資産合計	463,181

様式 4 - 2

法人名 医療法人 誠医学会

※医療法人整理番号 00241

所在地 越前市本多一丁目10番18号

損 益 計 算 書
(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	103,482
2 事業費用	104,419
本来業務事業利益	△ 937
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	322,698
2 事業費用	310,752
附帯業務事業損失利益	11,946
事業利益	11,009
II 事業外収益	4,172
III 事業外費用	1,942
経常利益	13,239
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	13,239
法人税等	2,544
当期純利益	10,695

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名	医療法人 誠医会
所在地	越前市本多1丁目10番18号

※医療法人整理番号	00241
-----------	-------

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 誠医会

理事長 月岡 幹雄 殿

私（注1）は、医療法人誠医会の令和6会計年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

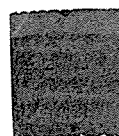
私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和7年 5 月 28 日
医療法人 誠医会
監事 大刀 隆雄



（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。